◆当金庫の自己資本の充実の状況等について
～定性的な事項～

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：上越信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：754百万円

平成30年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスクの分散を図っております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も逓減しており、ほとんど依存しておりません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

また、信用リスクの評価については、信用リスクの計量化を行うとともに、信用格付制度の構築の為、インフラの整備を進めているところです。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「貸倒償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率により算定するとともに、その結果については、監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・㈱格付投資情報センター（R&I）
・㈱日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody ' s）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用コスト）を軽減するため、お取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢに定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、しんきん保証基金等保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち地方公共団体保証は政府保証と同様に、また、しんきん保証基金等は適格格付機関が付与する格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないようリスク分散に努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

購入にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に則って取扱っております。

リスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2)証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

・㈱格付投資情報センター（R&I）
・㈱日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody ' s）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程・要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続手法

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、時価評価及び予想損失額（20%下落）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会、リスク管理委員会及び常勤理事会へ報告しております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）分析や統計的計測手法のVaR（バリュー・アット・リスク）で管理しています。また、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測方法
　VaR（Value at Risk）

・コア預金
　対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
　算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
　満期：5年以内（平均2.5年）

・計測対象
　預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅
　100BPV（1%上昇）

・リスク計測の頻度
　月次（前月末基準）

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,583		11,078
うち、出資金及び資本剰余金の額	755		754
うち、利益剰余金の額	10,859		10,353
うち、外部流出予定額（△）	22		22
うち、上記以外に該当するものの額	△8		△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	197		266
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	197		266
うち、適格引当金コア資本算入額	－		－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－		－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	9		8
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	11,790		11,352
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	23	5	31
うち、のれんに係るものの額	－	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	23	5	31
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	3	0	6
適格引当金不足額	－	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－	－
前払年金費用の額	84	21	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	112		38
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	11,678		11,314
リスク・アセット等（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	74,959		77,446
資産（オン・バランス）項目	74,336		76,876
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△5,725		△5,604
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	5		－
うち、繰延税金資産	0		－
うち、前払年金費用	21		－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△5,790		△5,640
うち、上記以外に該当するものの額	36		36
オフ・バランス取引等項目	605		569
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	17		－
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスクアセットの額	0		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,408		4,302
信用リスク・アセット調整額	－		－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－		－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	79,367		81,748
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.71%		13.84%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット所要自己資本の額の合計※1	74,959	2,998	77,446	3,097
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	80,665	3,226	81,249	3,249
ソブリン向け	166	6	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	17,388	695	17,233	689
法人等向け	19,360	774	21,345	853
中小企業等向け及び個人向け	23,489	939	23,139	925
不動産取得等事業向け	5,479	219	5,602	224
3ヵ月以上延滞等	193	7	191	7
取立未済手形	4	0	8	0
信用保証協会等による保証付	358	14	329	13
出資等	286	11	219	8
上記以外	13,936	557	13,137	525
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,650	386	9,401	376
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,011	40	1,011	40
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	64	2	78	3
上記以外のエクスポージャー	3,209	128	2,646	105
②証券化エクスポージャー※3	2	0	－	－
③－1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	－	－	－	－
③－2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			1,800	72
ルック・スルー方式			1,800	72
マンデート方式			－	－
蓋然性方式（250%）			－	－
蓋然性方式（400%）			－	－
フォールバック方式（1250%）			－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	64	2	36	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,790	△231	△5,640	△225
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	17	0	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,408	176	4,302	172
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	79,367	3,174	81,748	3,269

（注）1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項
（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金等、オフ・バランス取引		債券			
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
国内	211,758	202,310	71,906	72,113	63,167	59,924	391	282
国外	15,084	16,690	－	－	12,990	16,690	－	－
地域別合計	226,842	219,000	71,906	72,113	76,158	76,615	391	282
製造業	5,719	6,127	5,028	4,943	505	1,003	5	36
農業、林業	222	221	220	221	－	－	－	－
漁業	8	13	8	13	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	8,433	8,009	8,133	7,708	300	300	21	23
電気・ガス・熱供給・水道業	9,161	9,984	－	9	9,156	9,975	－	－
情報通信業	428	494	399	476	－	－	－	－
運輸業、郵便業	480	451	458	443	－	－	－	－
卸売業、小売業	5,565	6,066	5,365	5,565	200	501	129	81
金融業、保険業	102,838	101,535	4,072	4,969	28,360	30,973	－	－
不動産業	4,368	4,856	2,471	2,845	1,400	2,001	－	－
物品賃貸業	1,253	1,221	248	218	1,000	1,000	114	－
学術研究、専門・技術サービス業	237	237	237	237	－	－	－	－
宿泊業	801	888	797	885	－	－	－	－
飲食業	1,237	1,449	1,237	1,449	－	－	74	47
生活関連サービス業、娯楽業	1,113	1,053	1,045	1,052	－	－	－	－
教育、学習支援業	355	539	355	539	－	－	－	－
医療、福祉	3,411	3,301	3,408	3,301	－	－	－	37
その他のサービス	2,982	2,778	2,407	2,753	572	25	10	8
国・地方公共団体等	46,493	38,947	9,224	7,903	34,662	30,832	－	－
個人	26,351	26,407	26,351	26,407	－	－	35	47
その他	5,378	4,415	433	167	－	－	－	－
業種別合計	226,842	219,000	71,906	72,113	76,158	76,615	391	282
1年以下	44,716	51,341	13,826	13,589	4,885	7,434		
1年超3年以下	63,650	55,714	11,898	12,380	13,856	13,534		
3年超5年以下	26,858	27,434	10,593	10,491	15,263	16,943		
5年超7年以下	15,091	9,330	7,239	6,771	7,351	2,559		
7年超10年以下	15,954	15,174	6,034	5,115	4,969	5,807		
10年超	45,206	47,113	16,078	17,480	29,127	29,633		
期間の定めのないもの	15,364	12,890	6,234	6,284	703	703		
残存期間別合計	226,842	219,000	71,906	72,113	76,158	76,615		

（注）1. 信用リスクエクスポージャーに係るデリバティブ取引はありません。
2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

30ページに記載してありますのでご覧下さい。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
製造業	52	111	59	8	0	4	52	107	111	116	－	3
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	680	344	△315	41	20	－	659	344	344	385	5	7
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	174	267	172	△6	79	14	94	252	267	245	2	15
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	13	10	△2	17	－	－	13	10	10	27	－	－
物品賃貸業	118	114	△4	△8	－	105	118	8	114	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	3	5	2	2	－	－	3	5	5	7	－	－
飲食業	39	30	△9	4	－	16	39	14	30	19	－	1
生活関連サービス業、娯楽業	50	51	0	20	－	－	50	51	51	72	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	18	17	△0	△0	－	－	18	17	17	16	－	－
その他のサービス	13	6	△0	1	6	－	6	6	6	7	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	127	121	△4	66	0	20	126	101	121	168	－	0
合計	1,292	1,081	△103	146	108	160	1,184	921	1,081	1,068	8	28

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	－	56,702	－	48,998
10%	－	5,689	－	4,229
20%	1,308	92,331	1,307	91,228
35%	－	－	－	－
50%	20,110	684	21,920	342
75%	－	25,090	－	24,566
100%	2,207	19,880	2,607	21,155
150%	－	92	－	85
200%	－	－	－	－
250%	－	3,136	－	2,841
合計	227,234		219,283	

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,311	1,176	18,651	18,015	－	－

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	8	－
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	－	－

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
①派生商品取引合計	46	－	46	－
(ⅰ)外国為替関連取引	44	－	44	－
(ⅱ)金利関連取引	－	－	－	－
(ⅲ)金関連取引	－	－	－	－
(ⅳ)株式関連取引	2	－	2	－
(ⅴ)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－
(ⅵ)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－
(ⅶ)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－
②長期決済期間取引	－	－	－	－
合計	46	－	46	－

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

・該当ございません。

ロ. 投資家の場合

・該当ございません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	－	－	5	5
非上場株式等	1,227	1,227	1,227	1,227
合計	1,227	1,227	1,232	1,232

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

・該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

・該当ございません。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

・該当ございません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		4,341
マンデート方式を適用するエクスポージャー		－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		－

9. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク			
項番		イ	ロ
		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,429	
2	下方パラレルシフト	－	
3	スティープ化	5,472	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	7,429	
		ホ	ヘ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	11,314	

（注）1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみ開示しております。